

答 申 第 1 1 8 号

平成15年2月5日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成11年1月25日付け文第158号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成9年10月2日付けで異議申立人から提起された平成9年8月8日付け第113号の4で行った公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成9年8月8日付け第113号の4で行った「公文書公開条例の運用について（照会）（1997年6月30日付け）」（以下「本件文書」という。）の公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといふものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 本件文書は、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、公文書公開請求に対し不当な期間延長を行ったことについて、異議申立人が千葉県総務部長の見解を求めたものである。

しかし、これに対して同部長は一切応答しなかった。そこで、異議申立人は、受理された本件文書の処理経過を知るため公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行ったものである。

イ 本件決定は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第12条に違反している。すなわち、本条の運用に際しては、「公文書の公開請求に対しては、原則公開の精神に照らし・・・当該公開しないことができる部分を除いて、残りの部分を公開しなければならないというのが本条の趣旨である。」（「公文書公開の手引」）と定められているにもかかわらず、これを遵守していない。

ウ 本件文書は、もとはといえば異議申立人本人が作成したものであり、旧条例第11条第2号に該当する部分とその他の部分は容易に分離することができ、また、同号に該当する部分に非公開処理を施しても、何ら文意を損なうことのないことが判明して

いる。事実、教育委員会に同趣旨の公開請求を行ったところ、教育委員会は部分公開決定を行っている。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 旧条例第11条第2号本文該当性について

ア 本件文書は特定の個人から提出された照会文書であり、差出人の氏名、住所及び年齢が記録されていることから、本件文書に記録された情報は、個人に関する情報であって、特定個人が識別されるものである。

イ また、本件請求は、本件文書の差出人を特定したものであり、このことは個人の情報の公開を求めることになるから、本件文書に記録された情報すべてが特定個人が識別された情報となる。

したがって、本件文書に記録された情報は、そのすべてが本号本文に該当するものである。

(2) 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

本件文書については、何人でも閲覧することができるとする法令等の定めがないことから、本号ただし書イには該当しない。また、本件文書は公表を目的としているものでもないから、本号ただし書ロにも該当しない。さらに、本件文書は、法令等に基づく許可、免許、届出等の際に収受したものでもなく、また、公開することが公益上必要であるとも認められないから、本号ただし書ハにも該当しない。

(3) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、本件文書に記録された情報のうち、特定個人名を除いて公開すべきと主張するが、本件請求は特定個人の情報の公開を求めるものであるため、本件文書全体が本号に該当するものであることから、旧条例第12条に規定する部分公開の問題にはならない。

イ 本件文書の差出人と本件請求者は同一人であるが、旧条例は、請求者の如何を問わず公開するかどうかの判断を行うものであるから、当該本人が自己の情報を請求した場合であっても、旧条例第11条第2号により公開しないことができるものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、特定の個人から提出された、旧条例の運用に関する照会文書であり、旧条例による決定期間延長に関して当該個人が申立てを行った異議申立書の写しが添付されている。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 本件文書に記録された情報は、全体として、旧条例の運用に係る特定個人の意見・主張にかかわるものである。

本件請求は個人を特定して行われたものであり、本件文書に記録された情報は、そのすべてが特定個人を識別し得るものであるから、本号本文に該当することは明らかである。

そこで、本件文書に記録された情報が本号ただし書イからハマまでに該当するかどうかにつき、以下検討する。

本件文書に記録された情報は、特定個人の意見・主張に係るものであり、何人でも閲覧することができるとする法令等の定めがないことから、本号ただし書イには該当せず、また、公表を目的としているものとも認められないから、本号ただし書ロにも該当しない。

さらに、本件文書に記録された情報は、法令等に基づく許可、免許、届出等の際に収受したものでもないことは明らかであるから、本号ただし書ハにも該当しない。

イ 以上のとおり、本件文書に記録された情報は、本号本文に該当し、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないものと判断する。

(3) 部分公開について

本件請求が特定個人を示してその情報の公開を求めるものである以上、本件文書に記録された当該個人の識別部分を非公開にしても、その他の部分を公開することによって、結局、特定の個人に関する情報を明らかにすることになり、旧条例の趣旨に背く結果となるので、異議申立人の主張は認めることができない。

よって、本件文書については、旧条例第12条の規定による部分公開はできないものと認めるのが相当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件文書に記録された情報は、旧条例第11条第2号に該当し、公開しないことができるものである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
11. 1. 25	諮問書の受理
11. 3. 11	実施機関の理由説明書の受理
11. 7. 29	審議
15. 1. 17	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大友道明	弁護士	
瀧上信光	千葉商科大学政策情報学部教授	
古幡浩	城西国際大学講師	部会長
横山清美	環境パートナーシップちば代表	

(五十音順：平成15年1月17日現在)